

芳香消臭脱臭剤協議会会則

(名 称)

第 1 条 本会は「芳香消臭脱臭剤協議会」と称する。

(目 的)

第 2 条 本会は一般消費者に供せられる芳香・消臭・脱臭剤について、より高い水準の品質を確保し、業界の健全な発展を図ることを目的とする。

(事 業)

第 3 条 本会は第2条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 本会の目的の啓蒙、普及
- (2) 製造、製品等に関する自主規制上の基準等の作成
- (3) 関係諸官庁との連絡及び関係団体との連絡調整
- (4) その他本会の目的達成の為に必要な事項

(会 員)

第 4 条 本会の会員は正会員、特別会員の2種とする。

- (1) 正会員は第2条の目的に賛同する事業者とする。
- (2) 特別会員は第2条の目的に賛同する事業者団体とする。

(入 会)

第 5 条 本会に入会しようとする者は所定の入会申込書を提出し、理事会承認を得て会員となる。

(退 会)

第 6 条 会員が退会しようとするときは、その旨通知しなければならない。また、2期以上に渡り会費を滞納している会員は自動的に退会したものと見なす。尚、退会に際しては、それまでの会員の権利を放棄するものとする。

(除 名)

第 7 条 本会は、会員が次の各号の何れかに該当するときは、総会に於て3分の2以上の議決によりこれを除名することができる。

- (1) 本会の会則、基準、その他の規約等に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を著しく傷付け、又は目的に反するような行為等をしたとき。

(役 員)

第 8 条 本会に次の役員を置き、総会において選任する。

- (1) 代表 1 名
理事 若干名 任期は 2 年とする。但し再任は妨げない。
監事 2 名
- (2) 理事及び監事は総会において会員の互選により選出し、代表は理事の互選により選出するものとする。
- (3) 役員の退任は総会で承認するものとする。

(役員の職務、権限)

- 第 9 条 代表は本会を代表し、会務を総理する。
理事は代表を補佐し、本会の運営に当たる。
監事は本会の業務及び財産の状況を監査する。

(総会の構成及び開催)

- 第 10 条 総会は、正会員の 3 分の 2 以上の出席（委任状を含む）を要し、その議事は議決権の過半数をもって決する。
総会は、毎年 1 回通常総会及び必要に応じ臨時総会を代表が召集し、次の事項を審議する。
- (1) 事業及び収支決算の承認
 - (2) 予算の編成並びに事業計画
 - (3) 会則の改廃
 - (4) その他の会務の執行に係る重要事項
2. 総会の招集は開催日の 30 日前までに文書をもって行う。

(会議)

- 第 11 条 本会の目的達成のため、次の会議を設置する。

- (1) 理事会
代表及び理事をもって構成し代表がこれを召集し、代表が議長を務め、次の事項を審議する。
理事会の運営に当たり決議を要する事項については理事の 4 分の 3 以上の賛成を必要とする。
 - ①会務の運営
 - ②会の事業
 - ③会則に定めなき事項
 - ④新入会員の承認
 - ⑤その他
- (2) 専門委員会
必要に応じ専門委員会を設置することができる。
代表が委嘱した委員をもって構成する。

(議事録)

第 12 条 会議の議事は議事録に記載し、総会の場合は議長並びに会員二名以上記名捺印し本会に保存する。

(事務局)

第 13 条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。尚、必要に応じ事務局長を置くことができる。事務局長は代表が任命する。尚、事務局は付則に定める場所に置くものとする。

(会 費)

第 14 条 会員は付則に定める入会金、年会費を前納しなければならない。

2. 会費、ならびに入会金については、退会等によってもこれを返還しない。

(経 費)

第 15 条 本会の経費は、入会金、年会費、臨時会費、その他の収入をもってこれに当てる。

(会計報告)

第 16 条 代表は次の書類を作成して、通常総会の開催日までに監査を受けなければならぬ。

- (1) 事業報告書
- (2) 決算報告書
- (3) 次期収支予算（案）書

(監 査)

第 17 条 監事は前条の書面について監査する。

監査報告書を作成し、監査の結果、意見がある場合には意見書を併記の上署名し、通常総会に報告してその承認を得るものとする。

(事業年度)

第 18 条 本会の事業年度は 10 月 1 日より翌年 9 月 30 日迄とする。

付 則

- 1 本会の事務局を小林製薬（株）に置く。
- 2 本会の会費は次の通りとする。

正会員 ; 入会金 10,000 円、年会費 30,000 円
特別会員 ; 入会金 50,000 円、年会費 120,000 円
- 3 本会則は平成10年11月20日より施行する。

改 訂

- 1 平成3年11月18日（年会費増額、事務局所在呼称変更に伴う改訂）
- 2 平成6年12月2日（事務局所在変更に伴う改訂）
- 3 平成10年11月19日（会費滞納による退会〔第6条〕、役員の退任〔第8条〕を改訂）
- 4 平成27年11月20日（年会費増額に伴い付則を改訂）